

登録免許税非課税証明に 手数料がかかります

(平成 26 年 4 月～)

概要

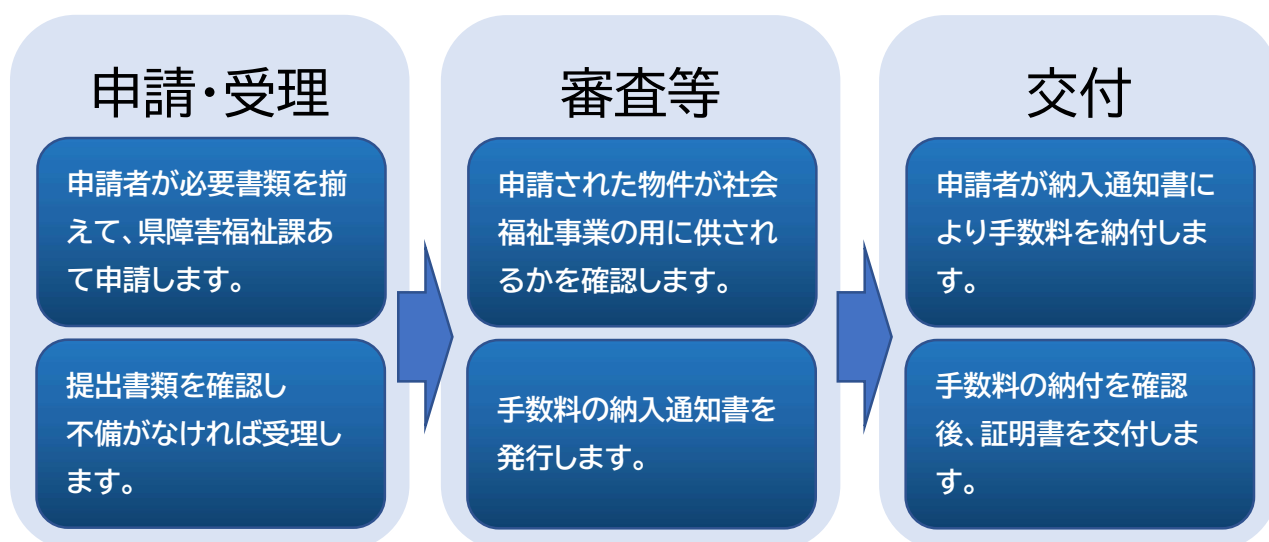
滋賀県使用料および手数料条例の改正にともない、平成 26 年 4 月 1 日以降に申請される登録免許税非課税証明願について、証明書の交付手数料をいただくことになりました。

手数料

1 件あたり 5 6 0 円

証明書交付までの流れ

※障害福祉サービス事業所等の運営法人に関するもの



注意事項

証明願を受理後、審査、納入通知書発行、入金確認等に時日を要しますので、余裕をもってお手続きください。やむを得ない事情によりお急ぎの場合は、事前に下記問合せ先までご相談ください。

証明願の様式および添付書類一覧は県ホームページからダウンロードできます。

【問い合わせ先】〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目 1 番 1 号

滋賀県 健康医療福祉部 障害福祉課 事業所指導・人材確保係

TEL : 077-528-3544

FAX : 077-528-4853

E-Mail : ec0002@pref.shiga.lg.jp